

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和5年7月31日
2. 認定事業再編事業者名
株式会社石原ホールディング

3. 事業再編の目標
(1) 事業再編に係る事業の目標
(価値観)

石原ホールディンググループは1970年の創業以来、電気設備工事業を主体として、電気通信工事業を約15年前に、太陽光発電事業を約10年前に始め、岐阜県中津川市を起点として東海地方における電気関連を担う事業者として地域に根差し発展してきた。

品質・環境方針として、「顧客の満足度を高め、信頼を獲得するために、最良の物を施工し、一方、環境面では関連する環境法規制及び石原ホールディングが同意するその他の要求事項を遵守し、地球の温暖化防止、自然環境の保護に努め、全社員一貫した体制の下に継続的改善を行う。」を掲げ、現在では、東海地域において住宅・店舗・工場のキュービクルの設置等から公共工事における街灯や電子掲示板の設置を行う電気設備工事業、トンネル内防災設備や監視カメラ設置等を行う電気通信事業とともに、FIT制度に基づく太陽光発電事業により収益を得ている。

(ビジネスモデル)

株式会社石原ホールディング（以下、石原ホールディング）及び子会社である石原電機工業株式会社（以下、石原電機工業）は地域に根差し、地域における電気のお困りごとに応えていく会社として、地域の電気設備工事・電気通信工事を受注するとともに、電気に関連する事業としてFIT制度に基づく太陽光発電事業も手掛けながら成長・発展してきた。

しかし、今後の見通しとして、公共工事や住宅等への電気設備工事や電気通信事業はインフラとして比較的安定した受注が望める一方で、太陽光発電事業は、FITによる買取価格の低下に伴い、新規太陽光発電設備設置による売電収入では収益性の確保が見込みづらくなっていることから売上低下を予想しており、既存事業のみでの成長には限界がある。

一方で、SDGsが叫ばれる現代において太陽光発電は世界的にも注目度が高く、また、昨今の電気料金の高騰を鑑みるに、特に地域の製造業を担う業者様からは、必ずしも石油価格等に依存しない単価にて電力供給がされることが望まれている。そこで、既存事業であるFIT制度に基づく太陽光発電事業で得たノウハウを活かせる新事業を展開することで、グループ全体として更なる発展を目指すことを計画しているが、現状、石原電機工業傘下の孫会社も含めたグループ内では個々の会社がそれぞれの枠組みの中で独自の事業展開を行っているため、各会社がそれぞれに管理・企画・金融調達を行う必要があり、営業・実務に集中できておらず、また、既存事業である太陽光発電事業に関するノウハウも共有できていないという課題を抱えている。また、人口減少により人的資源が限られる中でさらに事業内容を拡大していくためには、グループ全体の人的資源を考えながら事業を推進する必要があるが、その視点が欠けている。そこで、石原ホールディングが、グループを束ね、グループ全体の成長戦略を構築できる仕組みを作ること、グループとして一体となり、より広い視野で今後の方針を決定し事業を進めていく必要があると考えた。そのため、今回の事業再編では、グループ全体として発展していくための第一歩として、石原電機工業の不動産事業並びに管理・企画部門を石原ホールディングに移管し、石原電機工業においては営業・実務に集中できる環境を整える。

(戦略)

カーボンニュートラルや防災問題の観点もあり、依然として太陽光発電は重要と石原ホ

ールディングは考えている。また、石原ホールディンググループの顧客からも先に示した問題の解決策としての太陽光発電事業に興味を示す顧客が出てきており、現行のFIT制度に基づく太陽光発電事業以外にも新たに太陽光発電関連事業を地域に根差した形で推進することが石原ホールディングの成長につながるものと考えた。よって、石原ホールディンググループは、従来より実施している電気設備工事業やFITという枠組みの中での太陽光発電事業のノウハウを活かした事業として

1. 石原ホールディンググループが太陽光発電所を保有し、そこで発電した電気を自らが開拓した小売電気事業者（以下、新電力）に供給する発電事業
 2. 自家消費・PPA等における太陽光発電設備導入に向けたコンサルティング事業
- を新たに行っていくこととした。

なお、今後、自らが開拓した新電力と取引するにあたっては、金融調達や与信管理をグループ全体の観点から行うことが必要であり、また、コンサルティング業務を効率的に実施するためには、地域における太陽光発電に対するニーズをグループとしての視点で汲み取ることが重要となるため、本事業再編を通じて、新事業の展開を円滑に行うことを目指す。

（持続可能性・成長性）

太陽光発電は、第6次エネルギー基本計画においても記載されているとおり、我が国の再生可能エネルギーの主力として世界第3位の累積導入量まで伸びたものである。これは、長期的目線で持続していくものと石原ホールディングは考える。

よって、石原ホールディングとしては成長分野と見込んでいることから、本事業再編を足がかりに、グループ全体を包括した柔軟な経営戦略・戦術の実行を促進し、持続的な成長を図っていく。

（ガバナンス）

上記に掲げた事業再編計画の実施については石原ホールディングおよび石原電機工業の代表取締役である石原昭弘のもと、事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。

以上により、石原ホールディングの経営資源を効率的に配置し、資金を新規事業に注力して充てることでより地域に貢献し環境負荷低減に資する事業を行い、企業価値の更なる向上を果たす。

4. 事業再編の内容

（1）事業再編に係る事業

① 計画の対象となる事業

1. 石原ホールディンググループが太陽光発電所を保有し、そこで発電した電気を自らが開拓した新電力に供給する発電事業
 2. 自家消費・PPA等における太陽光発電設備導入に向けたコンサルティング事業
- <選定の理由>

太陽光エネルギー活用により注力し、新たなサービスを提供できる体制を整備することで企業価値向上を図るため、当該事業再編による生産性向上に取り組むに至った。

② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

会社分割により石原電機工業の不動産事業並びに管理・企画部門を石原ホールディングへ移転する。これにより、石原ホールディングがグループとしての視点から意思決定や顧客の与信管理・情報連携等を行う一方、石原電機工業は営業・実務に集中することで、新たに開始するFIT制度に基づかない太陽光発電事業やコンサルティング事業のサービスが提供できる体制を整備し、企業価値の向上を図る。

なお、本事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても継続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

・会社分割

＜分割会社＞

名称：石原電機工業株式会社

住所：岐阜県中津川市千旦林 1 1 8 番地の 8 4

代表者の氏名：代表取締役 石原 昭弘

資本金：2,000万円

＜承継会社＞

名称：株式会社石原ホールディング

住所：岐阜県中津川市千旦林 1 1 8 番地の 8 4

代表者の氏名：代表取締役 石原 昭弘

分割前の資本金：50万円

分割後の資本金：50万円

発行する株式を引き受ける者：無対価分割のため、株式発行はなし。

分割予定日：2023年8月1日

(事業の分野又は方式の変更)

石原電機工業から石原ホールディングへ不動産事業並びに管理・企画部門(3名)を移転し、石原電機工業は実務に集中する。

これにより、石原ホールディングは

- ① グループ連携(石原ホールディングの企画と石原電機工業の実務を分解し、双方の目線でより付加価値の高い事業を作る)
- ② グループ内の情報の一元化とこれに伴う企画力向上
- ③ 新規顧客層への能動的なアプローチ
- ④ 小売電気事業者等との連携

といった点について、グループの視点からの舵取りを行うことで、新事業である

1. 石原ホールディンググループが太陽光発電所を保有し、そこで発電した電気を自らが開拓した新電力に供給する発電事業
 2. 自家消費・PPA等における太陽光発電設備導入に向けたコンサルティング事業
- の展開を円滑に行い、2025年8月期には新事業売上高を全売上高の2.8%とすることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

岐阜県中津川市千旦林 1 1 8 番地の 8 4

石原電機工業株式会社

岐阜県中津川市千旦林 1 1 8 番地の 8 4

株式会社石原ホールディング

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

石原電機工業株式会社

石原電機工業株式会社は発行済株式総数の100%を保有しており、関係事業者に該当する。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表 1 のとおり

5. 事業再編の実施時期

(1) 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2023年8月

終了時期：2025年8月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（2023年7月末時点）

石原電機工業株式会社 40名

株式会社石原ホールディング 0名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

石原電機工業株式会社 37名

株式会社石原ホールディング 4名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

石原電機工業株式会社 6名

株式会社石原ホールディング 3名

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

石原電機工業株式会社 0名

株式会社石原ホールディング 0名

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

石原電機工業株式会社 3名出向

株式会社石原ホールディング 0名

7. その他

該当なし

別表 1

事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第17項第1号の要件			
	ロ 会社の分割	①分割会社 名称：石原電機工業株式会社 住所：岐阜県中津川市千旦林1 18番地の84 代表者氏名： 代表取締役 石原 昭弘 資本金：2,000万円 ②承継会社 名称：株式会社石原ホールディング 住所：岐阜県中津川市千旦林1 18番地の84 代表者氏名： 代表取締役 石原 昭弘 分割前の資本金：50万円 分割後の資本金：50万円 ③発行する株式を引き受ける者： 無対価分割のため引受なし ④分割予定日：2023年8月1日	租税特別措置法第80条第1項第6号 （会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）
法第2条第17項第2号の要件			
	イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	以下の2事業を新たに行い、 2025年8月期に本2事業の売上高を総売上高の2.8%以上とする。 1. 石原ホールディンググループが太陽光発電所を保有し、そこで発電した電気を自らが開拓した新電力に供給する発電事業 2. 自家消費・PPA等における太陽光発電設備導入に向けたコンサルティング事業	